

# 養護老人ホームの入所について

## >>> 入所の基準

養護老人ホームとは、老人福祉法第20条の4に規定された老人福祉施設です。原則として65歳以上で環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難という方が入所する措置施設です。

入所の対象者は、以下の①・②のいずれにも該当すること

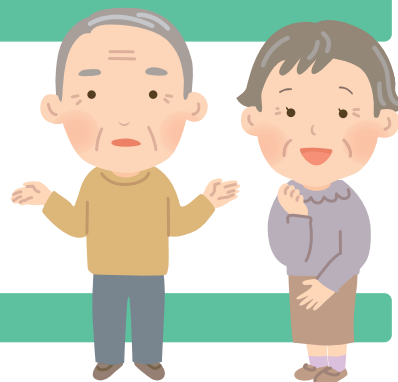
### ①環境上の理由

〔健康状態〕

入院加療を要する状態でないこと。

〔環境の状況〕

家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。



### ②経済的理由

以下のいずれかに該当すること。

1. 本人のいる世帯が生活保護を受けていること
2. 本人及びその方の生計を維持している方の市町村民税の所得割を課税されていないこと（非課税世帯又は均等割りのみ課税世帯）
3. 災害その他の事情により、生活の状況が困窮していると認められる世帯

## >>> 入所の申込みから決定までの基本的な流れ

相談・申込み

入所希望者は区市町村の養護老人ホーム担当窓口または福祉事務所に相談してください。

調査

本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身状況、生計状況、その他の必要な事項について区市町村が調査を行います。

入所判定

調査及び本人の健康診断等に基づき、入所措置をしようとしている方について、区市町村が措置の可否を判定します。

決定

区市町村長が入所判定委員会の報告により入所措置の可否を決定します。

入所

施設との面談や調整等を経て、養護老人ホームでの生活が始まります。



# 入所した場合の費用について



養護老人ホームでは、収入に応じて以下の表のとおり費用を区市町村にお支払いいただいております。

(平成26年4月現在)

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額	対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0～270,000 円	0 円	22	720,001～760,000 円	37,500 円
2	270,001～280,000	1,000	23	760,001～800,000	39,800
3	280,001～300,000	1,800	24	800,001～840,000	41,800
4	300,001～320,000	3,400	25	840,001～880,000	43,800
5	320,001～340,000	4,700	26	880,001～920,000	45,800
6	340,001～360,000	5,800	27	920,001～960,000	47,800
7	360,001～380,000	7,500	28	960,001～1,000,000	49,800
8	380,001～400,000	9,100	29	1,000,001～1,040,000	51,800
9	400,001～420,000	10,800	30	1,040,001～1,080,000	54,400
10	420,001～440,000	12,500	31	1,080,001～1,120,000	57,100
11	440,001～460,000	14,100	32	1,120,001～1,160,000	59,800
12	460,001～480,000	15,800	33	1,160,001～1,200,000	62,400
13	480,001～500,000	17,500	34	1,200,001～1,260,000	65,100
14	500,001～520,000	19,100	35	1,260,001～1,320,000	69,100
15	520,001～540,000	20,800	36	1,320,001～1,380,000	73,100
16	540,001～560,000	22,500	37	1,380,001～1,440,000	77,100
17	560,001～580,000	24,100	38	1,440,001～1,500,000	81,100
18	580,001～600,000	25,800	39	1,500,001円以上	対象収入のうち 1,500,000円を超過した 額×0.9÷12+81,100円 (100円未満は切り捨てる)
19	600,001～640,000	27,500			
20	640,001～680,000	30,800			
21	680,001～720,000	34,100			

※対象収入とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した収入をいいます。

※月の途中で入所し、又は退所したときは日割り計算になります。

※扶養義務者への費用徴収が発生する場合があります。

その他、詳細については福祉事務所でご相談ください。

## ●施設別比較表●

施設種別	対 象	サービス内容
養護老人ホーム	環境的、経済上の理由により、自宅にて生活することができない高齢者。一部支援が必要で、日々のサポート体制を必要とする高齢者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員配置は生活相談員、支援員、看護師が日中は常駐しており、介護を含めた24時間の対応が可能。</li> <li>食事提供や安否確認、生活相談など、生活に関することは対応が可能。</li> <li>必要に応じて在宅介護サービス(訪問介護、訪問看護、デイサービスなど)を個別に利用することができる。</li> </ul>
特別養護老人ホーム	要介護認定が必要。介護が必要な高齢者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス全般、他</li> </ul>
軽費老人ホーム シルバーピアなど 高齢者福祉住宅	住まいがあれば自立した生活が可能になる高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて在宅介護サービス(訪問介護、訪問看護、デイサービスなど)を個別に利用することができる。</li> </ul>
サービス付き高齢者向け住宅	一部支援が必要な高齢者から、住まいがあれば自立した生活が可能になる高齢者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事提供や安否確認の他に、個別に契約をすることで介護サービスを利用することができる。</li> </ul>

養護老人ホームは  
こんなケースに  
有効です。



例) 基本的な食事の提供が必要、薬の管理が必要、不規則な生活になってしまっている(昼夜逆転など)、ひきこもりがちになっている、入浴や清掃など衛生面での関わりが必要、精神的なバランスが不安定、知的障害や認知症があり相談できる人がそばにいる必要がある、見守り支援が必要、生きがい支援が必要、虐待者からの保護が必要・・・など。

Q. 養護老人ホームへの入所は、どのようにして決まるのですか？

A. 入所の基準等については、P4をご参照ください。入所に際しては、集団生活になじめるかどうかや規則等を守れるかなどの確認や福祉事務所職員との面接の上、措置が決まります。その後、各養護老人ホームでの入所面接を行い、入所が決まります。

Q. 養護老人ホームでの（緊急）短期入所の利用について、教えてください。

A. （緊急）短期入所については、空ベット利用型、独自の料金設定にて専門のベットを持っている施設、区市町村と提携し、行っている施設などあります。入所に際しては、区市町村の養護老人ホーム担当窓口または福祉事務所にご相談していただくことが基本となります。

Q. 入所時に用意するものはありますか？

A. 入所時に用意していただく物は、施設により異なります。基本的には、生活を送っていただくための衣類やお薬などです。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

Q. 養護老人ホームでは、どのような支援が受けられるのですか？

A. 養護老人ホームには、以下の職員がいます。入所している方の人数により、職員数は異なります。しかし、配置されている職員と役割は同じです。

職 名	役 割	配置基準（利用者：職員）
施 設 長	施設の責任者	1 名
事 務 員	施設事務等	必要数
生活相談員	生活全般における相談	30：1
看 護 職 員	医療（健康）相談・健康管理	100：1
支 援 員	生活全般における支援・お手伝い	15：1
栄 養 士	栄養指導・食事の提供	1 名
調 理 員	食事の提供	必要数
嘱 託 医	健康相談・医療相談	1 名

その方の状況に応じて、その方に合った支援を行います。

- ①食事・清潔・洗濯・病院・入退院等、生活に必要な支援をします
- ②介護予防や生きがい支援、就労支援などを通じて、元気で、自立した生活が送れるように支援します
- ③介護が必要な方に対しては、必要な支援を行いますが、基本的には介護保険サービスを利用していただきます



## Q. 養護老人ホームでは、どのような生活を送れるのですか？

A. 基本的に、3食の食事、週2回以上の入浴、季節の行事や余暇活動としてのクラブなどを提供しています。各施設により、行事や規則の内容等は異なります。集団生活上のルール（食事時間や起床・消灯時間）などありますが、基本的には、ご自分のペースで生活を送ることができます。

## Q. 外出や外泊、面会などは、できますか？

A. 外出や外泊は、自由です。但し、事前に申し出ていただくようになっている施設が多いです。また、門限については、各施設により、様々です。

面会については自由ですが、面会時間等が決まっています。その時間内であれば、問題ありません。時間等については、各施設にお問い合わせください。

## Q. 病気などへの対応は、どこまでやってもらえますか？

A. 基本的には、病院などをご自分で受診していただきますが、施設によっては、症状により職員が付添や送迎を行える場合もあります。また、緊急時は、職員が対応します。

在宅酸素やインシュリン注射などが必要な方については、ご相談下さい。

また、日々の体調管理や内服管理が難しい方に対しては、職員が対応しております。



## Q. 養護老人ホームの規則はありますか？

A. 基本的には、集団生活になる為、他者に迷惑をかけないことが大前提になります。また、公共の施設となりますので、営利活動や政治・宗教活動を目的とした、勧誘や布教活動などは、禁止しております。

また、入所者同士の金銭のやり取りなどは、トラブルの原因になりますので、禁止しております。

## Q. 介護保険サービスは、利用できますか？

A. 在宅介護サービス（訪問介護、訪問看護、デイサービスなど）のみ利用可能です。また、サービスの利用方法は施設により異なります。施設へご相談下さい。

## Q. どのような時に、養護老人ホームを退所しなければいけないのですか？

A. 養護老人ホームは、自立した方を対象としている施設です。その為に、退所・退去の理由は大きく分けて、以下ようになります。

- ①常時、介護が必要になり、施設での生活が困難になった場合。
- ②施設で対応困難な、医療行為が必要になった場合。
- ③施設の規則・規律を著しくみだし、他者や近隣住民に迷惑をかけてしまう場合。
- ④危険行為を繰り返す場合。
- ⑤地域で自立した生活が送れるようになった場合。